

地区災害マニュアル 作成の手引き



南伊勢町

—— は じ め に ——

台風、地震、津波など大規模な災害が発生した場合や発生する恐れがある場合には、全力を挙げて対応しなければなりません。

被害を最小限に抑えるためには、特に災害発生が予想される前段階と、災害が発生した初期の段階での防災対策が非常に重要です。

平成23年3月11日には国内観測史上最大といわれるM9.0の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）が起きており、当地域においても南海トラフを震源とする巨大地震がいつ起きても不思議ではないといわれている現状をよく認識し、地域で防災・減災対策を検討する上で備えておくべきことを具体的に確認するための材料として活用するために作成しました。

災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう備えを万全にしておきましょう。

— も く じ —

対策 1	災害対策組織の整備	1
対策 2	地区参集方法	2
対策 3	避難場所の対策	3
対策 4	避難道の対策	4
対策 5	地区住民の安否確認	5
対策 6	地区のリスク確認	6
対策 7	安全な避難対策	7
対策 8	備品の準備	8
対策 9	電気が止まった場合の対策	9
対策 10	通信が止まった場合の対策	10
対策 11	水道（飲料水）が止まった場合の対策	11
対策 12	水道（生活用水）が止まった場合の対策①	12
対策 13	水道（生活用水）が止まった場合の対策②	13

対策1 災害対策組織の整備

【やること!!】

- ☐ 災害時の対策組織、メンバーを決める。
- ☐ 対策組織の拠点場所及び必要な備品を準備する。

【対策のポイント】

- ・ 災害時には、避難誘導、災害状況の確認、安否確認、物資の調達など、多種多様な対応が求められます。あらかじめ対策組織を定め、メンバーも決めておきましょう。また組織図を作成しておきましょう。
(組織図に連絡先の記入があると便利です。)
(例) 隊長：継続性のある人選
①自主防 ②区長・役員 ③有識者(警察・消防・自衛隊のOBなど)
④消防団(災害の状況によっては、地区外の活動もある。) ⑤その他(役場OBなど)
- ・ 災害対策本部の拠点場所は、津波浸水区域外に設定をする。
(区事務所などで浸水が予想される場所では、訓練も行なわないようにする。)
- ・ 上記メンバーが被災して、対応できなくなることもあるため、必ず代替者も決めておきます。
- ・ これらの対策組織が活動できるよう、拠点となる施設には、ホワイトボード、模造紙、パソコン、プリンター、テレビ、ラジオ、発電機、燃料、テント、懐中電灯、トランシーバー、非常食、寝袋など必要な備品を準備しましょう。

【決めたこと】

災害対策本部の拠点場所

災害対策組織を決める

メンバー(代替者含む)を決める

対応組織の拠点における準備物一覧(準備物チェックリストを50音順に作成)

対策2 地区参集方法

【やること!!】

- ☐ 災害時における地区本部への参集基準や参集メンバーや参集方法を決める。
- ☐ 参集基準を地区住民に周知する。

【対策のポイント】

- ・災害時には多くの対応が求められるため、地区本部に早急に参集できるよう「震度●以上であれば自発的に地区本部へ集まる」など、参集基準を決めておきます。ただし、参集メンバーの家族が被災したり参集に危険が伴うような場合は参集を強要することは避けましょう。そのため、参集基準には「参集しなくてもよい場合」についても示すようにします。

【決めたこと】

地区本部への参集基準を決める

参集しなくてもよい場合を決める

参集方法を検討する

対策3 避難場所の対策

【やること!!】

- ☐ 雨対策を検討する。
- ☐ 電灯（照明）が使用できない場合の対策を検討する。
- ☐ 電気設備が使用できない場合の対策を検討する。
- ☐ 備蓄食料や飲料水の確保を検討する。

【対策のポイント】

- ・ 雨対策は、重要な課題となります。
ブルーシートや簡易テントを確保するとともに、設営訓練を行なうことも重要です。
- ・ 停電の場合、夜間の照明の確保が大きな課題となります。
懐中電灯やランタン等を十分に確保するとともに、夜間の暗闇を想定した訓練を行うことも重要です。
- ・ 特に冬の寒さ対策を行う必要があります。毛布やカイロ等の防寒具を備蓄しておくとともに、石油ストーブ等の代替暖房器具を併せて用意することも検討しましょう。
- ・ 津波災害の場合は、一次避難場所に長時間に渡り避難していなければなりません。
備蓄食料や飲料水の用意することも検討しましょう。

【決めたこと】

雨対策

電灯（照明）対策

寒さ（暑さ）対策

非常食（飲料水）対策

対策4 避難道の対策

【やること!!】

- ☐ 避難道の維持管理を徹底する。
- ☐ 避難道ごとの担当者を決める。

【対策のポイント】

- ・ 整備が必要な避難道は整備をどうするか、いつまでに整備するか検討する。
(町に整備を依頼する場合は土地承諾、要望書の提出が必要になります。)
- ・ 高齢者等、要援護者の避難対策は重要な課題になります。
- ・ 避難の基本は徒歩ですが、徒歩で避難できない人のために車等を使用する場合はルールを決める必要があります。
- ・ 避難道の維持管理は定期的に行い、安全に逃げられるよう維持していきましょう。また各避難道の整備の担当者も決めておきましょう。
- ・ 避難してくる人数によっては、避難道に十分な広さがあるか確認しましょう。
- ・ 夜間や、雨の日の対策を検討しましょう。

【決めたこと】

管理方法

管理担当者

対策5 地区住民の安否確認

【やること!!】

- ☐ 災害時に地区住民の安否が速やかに確認できるよう、地区住民名簿や要援護者名簿の作成をしておく。
- ☐ 安否者の確認方法を決めておく。

【対策のポイント】

- ・ 災害時には人命を優先に考え、まずは安否確認ができるようにしておきましょう。
- ・ 地区住民の安否確認については、地区住民名簿を作成し、安全な場所へ保管しておきましょう。また確認方法を事前に定め、災害時に速やかに確認・行動できるようにしておきましょう。
- ・ 災害対策組織役員の安否確認については、事前に緊急連絡網を整備しておきましょう。連絡先は、携帯電話番号以外にもメールアドレス等、災害時にもつながりやすい連絡手段を検討しましょう。
※通信に有効な手段として、近距離ならトランシーバー、遠距離には、町防災無線やアマチュア無線が有効な手段になります。
- ・ 町外の家族と連絡をとる場合は、NTTの災害用伝言ダイヤル（171）を活用するのも一案です。
※普段から使用方法など、家族との協議が必要です。

【決めたこと】

安否確認担当者と確認方法を定める

安否確認用名簿と緊急連絡網を整備する

安否確認方法を地区住民に周知する

対策6 地区のリスク確認

タウンウォッチングなどを行い地区を再確認しよう。

1次避難場所及び2次避難所の確認をしておこう。

【やること!!】

- ☐ 隣接する地域のハザードマップ類を収集し、タウンウォッチングなどをし、地区内のリスクを確認する。
- ☐ 地区内のリスクについて話し合う。
- ☐ 話し合った結果やハザードマップ類を周知する。
- ☐ 地区外からの進入路の確認をしておこう。

【対策のポイント】

- ・ハザードマップ類を収集し、避難場所等の立地上のリスクを確認します。
例) 津波、土砂崩れ、最大震度、液状化、河川等の水害 など
- ・これらハザードマップ類を参考に施設の立地上のリスクについて話し合い周知します。
- ・周知に当たっては、検討結果やハザードマップ類を提示したり、ファイルにするなどの工夫も大切です。
- ・訓練ではブロック塀や瓦の崩壊等を想定し、避難経路を確認しましょう。
- ・津波ハザードマップに危険な場所や写真等を入力することが可能です。

【決めたこと】

収集したハザードマップ類

重大なリスク

掲示場所・周知方法

対策7 安全な避難対策

【やること！！】

- 避難訓練を行い、避難場所・避難方法を確認する。訓練を通じて問題を洗い出し、改善を行う。
- 要援護者を完全に避難させられるよう避難先、避難方法を検討する。

【対策のポイント】

- ・避難予定者をあらかじめ把握し、避難場所や避難経路が「本当に安全に避難できるか」を検討しておきましょう。
- ・どのルートで、どのようにして避難するか、あわせて検討します。例えば、要援護者を避難させる場合、どの程度時間がかかるか、どれだけの人数が必要か、徒歩で避難できるかなど、あらかじめ把握しておくことも大切です。
- ・歩行困難な人が車等で避難する場合は、地区で共通のルールを決めて訓練し改善を重ねるようにしましょう。
- ・日頃から、訓練を通じて避難方法・避難ルートを周知するとともに問題点を洗い出し、改善を重ねるようにしましょう。
- ・災害発生時には、けが人の応急手当の方法や歩行困難者の搬送方法など訓練し改善を重ねるようにしましょう。（タンカの作り方などを図化）

【決めたこと】

避難場所を決める

避難方法・避難ルートを決める

避難訓練で問題点などを洗い出す

対策8 備品の準備

【やること!!】→ 1週間に変更

- ☐ 最低5日間は地区で対応できるよう必要品を備蓄する。
- ☐ 備蓄品の管理担当者や使用のルールを決める。
- ☐ 地区住民だけでなく、避難してきた住民等の予備分を含めて備蓄を検討しておく。

【対策のポイント】

- ・ 最低5日間は地区で対応できるよう必要品を備蓄しておきましょう。可能であれば1週間分を目安に検討しましょう。
- ・ 備蓄品は定期的買い替えを行います。備蓄品リストを作成し、管理担当者やルールを決めて管理しましょう。
- ・ 災害時には、地域住民以外の方が避難してくる場合が想定されます。備蓄品は地区住民だけでなく、予備分を含めて検討しましょう。
- ・ けが人や高齢者、乳児の対応もできるよう応急セットや粉ミルク、オムツなども検討しましょう。

【決めたこと】

必要な備蓄品（検討結果）

備蓄品の管理担当者・ルール

予備分の備蓄品

対策9 電気が止まった場合の対策

【やること！！】

- ☐ 停電時においても最低限稼動を必要とする電気製品の容量を把握し、容量に見合った自家発電機等を設置する。
- ☐ 発電機等の十分な燃料を確保する。
- ☐ 緊急時に発電機等が問題なく使用できるよう整備するとともに定期的に訓練する。

【対策のポイント】

- ・ 照明、暖房、通信等、緊急時においても最低限必要な電気容量を把握し、容量に見合った発電設備の設置を検討しましょう。また、津波により発電機が流されたという事例もあるため、保管場所にも留意しましょう。
- ・ 燃料の保管には、資格や届出が必要な場合があります。消防法等を事前に確認しましょう。
※ガソリン200ℓ、軽油1000ℓ以上保管する場合は、消防法による届出が必要
- ・ 発電機の使用に必要な周辺機器が揃っていない、使用方法がわからない等で、緊急時に使用できないということがないように、使用訓練を行いましょう。

【決めたこと】

停電時においても最低限稼動を必要とする電気製品の選定

発電機設置の検討結果

発電機等に必要な燃料

発電機等の燃料の保管場所

対策10 通信が止まった場合の対策

【やること!!】

- 1次避難場所と地区本部との連絡手段を確保する。
- 地区本部と南伊勢町との連絡手段を確保する。
- 固定電話、携帯電話以外の通信手段（携帯メール、公衆電話、防災行政無線、アマチュア無線等）を確保する。
- 通信手段のバッテリーを確保する（携帯電話充電器・乾電池）。
- 行政等の関係機関との緊急連絡先は、複数確保し、優先順位をお互いに確認する。

【対策のポイント】

- ・ 1次避難場所と地区本部の連絡手段として、トランシーバーや簡易無線機が有効です。
- ・ 地区本部と南伊勢町の連絡手段として、防災行政無線が利用できますが、回線に限りがあります。また、バッテリーは、常時充電しておいてください。
- ・ 固定電話や携帯電話は、被災直後につながりにくい状態が続くことが予想されます。携帯メールは、携帯電話が通話できなくても通信できる可能性が高いのでメールアドレスの確認や使用方法を把握しましょう。
- ・ アマチュア無線の使用できる方の把握しておく。
- ・ 通信手段の多様化に伴い、連絡先も複数把握しておきましょう。特に、緊急時に一番つながりやすい連絡先をお互いに確認しあい、定期的に通信訓練しておくことが重要です。

【決めたこと】

緊急時の通信手段（複数確保）

アマチュア無線使用者

対策 1 1 水道（飲料水）が止まった場合の対策

【やること！！】

- 震災時に最低 5 日間は地区で必要な飲料水を備蓄する。
- 飲料水の適切な保管場所を検討する。
- 飲料水の賞味期限を定期的に確認し、買い替えを漏れなく行う。また、賞味期限の切れた飲料水の再利用を検討する。

【対策のポイント】

- ・ 震災時には、地区住民分だけではなく、近隣からの避難者等に対しても水の提供が必要な場合があります。予備分を含めた十分な水量を確保しておきましょう。
- ・ 水の保管場所によっては、津波で流されたり、障害物等で緊急時に取り出せなくなったりする場合があります。2 階以上に保管したり、分散させたりして保管する工夫が必要です。
- ・ 水には賞味期限があります。避難訓練等、毎年行うイベントに合わせて確認・買い替えを行いましょう。

【決めたこと】

備蓄すべき飲料水の量（人数・日数）

飲料水の保管場所

飲料水の買い替え時期

対策12 水道（生活用水）が止まった場合の対策①

【やること！！】

- ☐生活用水として利用できる水利を事前に調査・確認し、地図に落とし込む。
- ☐給水車が派遣された場合の給水容器を確保する。

【対策のポイント】

- ・ 地区内において生活用水として利用できそうなものを確認します。井戸水の他に風呂水などを利用して生活用水を確保した例があります。井戸水や小川を利用する際は衛生面に十分気をつけましょう。水浄化キットや運搬資材等も常備しておきましょう。
- ・ 水道が復旧するまでの間は、給水車による給水が行われる場合があります。ポリタンク等、給水容器を確保しておきましょう。

【決めたこと】

生活用水の確認

給水車が派遣された場合の給水容器の確保

対策13 水道（生活用水）が止まった場合の対策②

【やること！！】

- 食器洗浄等の代替策（紙食器の利用等）を検討する。
- 入浴の代替に必要な備品（ウェットティッシュ等）を確保する。
- トイレ対策を検討し、必要な備品を確保する。

【対策のポイント】

- ・食器洗浄用の水は、食器にラップをかけて使用したり、使い捨て食器を使用したりすることで減らすことができます。
- ・入浴はウェットティッシュで体を拭くなどして代替します。断水時の入浴頻度を検討し、必要な数量を確保しましょう。
- ・区に配布されている災害用トイレの保存場所や使用方法を確認する。
- ・高齢者対策としてオムツやトイレ対策も検討しておく必要があります。
- ・以上のような対策が考えられますが普段からもこれ以外の対策を考えておきましょう。

【決めたこと】

食器洗浄の代替策

入浴等の代替策

災害用トイレの対策

排泄物の処理対策

高齢者のトイレ対策